

審査基準表
(令和8年度結婚応援メディア戦略強化事業)

審査項目		審査の視点（審査内容）	配点	総合
1	全体	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。 (県民に対して、出逢い・結婚に対する気運醸成を図ることにより、県内の婚姻数の増加、ひいては出生数の上乗せにつなげ、少子化対策の一助とする目的としているか)	10	20
		業務委託仕様書を踏まえた内容で、業務目的が達成される企画となっているか。 (県が実施する出逢い・結婚応援事業として良好なイメージを発信し、県民の関心を喚起できるか)	10	
2	企画内容	【マスメディア及びソーシャルメディアによる広報】 ○結婚・子育てに対する気運醸成を図ることができる内容となっているか。 ○特定のメディア、企業に偏らず、幅広い広報となっているか。 ○ターゲットや効果は明確か。	5	
		【啓発グッズの制作】 ○仕様書に沿った提案となっているか。 ○提案内容に独創性があるか。	5	
		【アンバサダーの委嘱】 ○若い世代に認知度の高い著名人が提案されているか。 ○出逢い・結婚に対する気運醸成を図ることができる内容となっているか。	5	
		【出逢い・結婚気運醸成イベントの開催】 ○若い世代が興味を持って参加できる内容となっているか。 ○集客のための告知方法は効果的なものとなっているか。 ○提案内容に独創性があるか。	5	
		【イベント情報会員LINE（ひなたの恋LINE）の管理・運営】 ○多くの県民（特に若い世代）が興味を持つことができる内容となっているか。 ○イベント情報会員1万人を目指せる内容となっているか。	5	
		【イベント情報会員LINE（ひなたの恋LINE）登録促進キャンペーンの実施】 ○LINEのPRと登録者の増加が見込める内容となっているか。 ○キャンペーンの広報は効果的なものとなっているか。	5	50
		【イベントシステムの管理・運営】 ○円滑な運営体制が確保されているか。 ○交際状況の後追い、後押しができる内容となっているか。	5	
		【ひなたの恋バス応援店舗事業の募集や管理・運営】 ○多くの店舗が興味を持って参加する内容となっているか。 ○新規応援店の増加（500店舗）を目指せる内容となっているか。	5	
		【ひなたの恋バス利用促進キャンペーンの実施】 ○ひなたの恋バスの利用促進及びひなたの恋バス応援店の増加が見込める内容となっているか。 ○キャンペーンの広報は効果的なものとなっているか。	5	
		【自由提案】 ○提案内容に独創性があるか。 ○目的やターゲット、効果は明確か。 ○具体性のある実現可能な提案か。	5	
3	運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。 県との連絡・連携体制は期待できるか。	10	10
4	経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。 (見積額は適正かつ経済的に積算されているか)	5	5
		提案価格に優位性はあるか（配点×最低価格／提案価格）。 ※小数点以下切り捨て	5	
5	実績	本業務を受託するに相応しい業務実績や熟練度があるか。	10	10
合計			100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、「審査基準表」の各審査項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である240点（満点100点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である240点（満点100点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案